

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【四半期会計期間】	第15期第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中富 一郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理部長 西山 達男
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目2番2号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理部長 西山 達男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第2四半期 累計期間	第15期 第2四半期 累計期間	第14期 第2四半期 会計期間	第15期 第2四半期 会計期間	第14期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高 (千円)	39,540	18,471	32,251	8,110	117,820
経常損失 (千円)	282,916	288,014	125,800	142,924	492,341
四半期(当期)純損失 (千円)	284,126	289,426	126,405	143,732	494,790
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	-	2,667,589	2,741,716	2,691,719
発行済株式総数 (株)	-	-	127,079	133,398	128,579
純資産額 (千円)	-	-	1,174,116	825,043	1,014,475
総資産額 (千円)	-	-	1,242,124	941,216	1,135,357
1株当たり純資産額 (円)	-	-	9,239.26	6,164.10	7,868.40
1株当たり四半期(当期)純損失金額 (円)	2,235.83	2,198.73	994.70	1,077.47	3,874.60
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	94.5	87.4	89.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	255,402	326,589	-	-	451,997
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	6,884	4,041	-	-	8,065
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	99,924	-	-	97,370
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (千円)	-	-	1,106,715	775,603	1,006,310
従業員数 (名)	-	-	28	30	27

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、四半期(当期)純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 4 第14期は、Debiopharm S.A.及び複数の製薬企業からの製剤収入等により117,820千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進し、研究開発費219,234千円を計上したこと等により、492,341千円の経常損失を計上しました。
- 5 第14期第2四半期会計期間はDebiopharm S.A.からのダハプラチン誘導体ミセルの治験用製剤供給収入等により、32,251千円の売上を計上しましたが、研究開発費58,816千円を計上したこと等により、125,800千円の経常損失を計上しました。
- 6 第15期第2四半期会計期間は提携先に対する新規開発パイプラインの評価研究用ミセルの供給に基づく売上収入等により、8,110千円の売上を計上しましたが、研究開発費62,036千円を計上したこと等により、142,924千円の経常損失を計上しました。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	30(6)
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、当第2四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

販売高(千円)	前年同四半期比(%)
8,110	74.8

(注) 1. 前第2四半期会計期間及び当第2四半期会計期間の主要な輸出先及び輸出版売高及び割合は、次のとおりであります。

なお、()内は総販売実績に対する輸出版売高の割合であります。

輸出先	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
米国	-	-	2,170	95.6
アジア	-	-	100	4.4
ヨーロッパ	27,500	100.0	-	-
合計	27,500 (85.3%)	100.0	2,270 (28.0%)	100.0

2. 前第2四半期会計期間及び当第2四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
A社	-	-	3,000	37.0
B社	-	-	2,170	26.8
一丸ファルコス株式会社	4,751	14.7	915	11.3
有限会社楽クリエイティング	-	-	906	11.2
Debiopharm S.A.	27,500	85.3	-	-

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. A社及びB社との間には秘密保持契約が締結されているため、社名の公表は控えさせていただきます。

5. 当第2四半期会計期間におけるA社及びB社に対する販売高は、各社に対する評価研究用ミセルの供給に基づく収入であります。

6. 一丸ファルコス株式会社に対する販売高は、同社にライセンスアウトしている化粧品の原材料供給による収入及びロイヤリティ収入であります。

7. 有限会社楽クリエイティングに対する販売高は、化粧品の委託販売による収入であります。

8. 前第2四半期会計期間におけるDebiopharm S.A.に対する販売高は、治験用製剤供給による収入であります。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

7. 主要な事業活動の前提となる事項について

(1) 主要パイプラインに係るライセンス契約

2) 提携先へのライセンスアウトについて

当社は、医薬開発品上市前の研究開発費の負担を軽減し、当社の財務面のリスクの極小化を図るため、自社開発 共同研究 ライセンスアウトの3パターンのビジネスモデルで研究開発を進めており、既にライセンスアウトしている3パイプライン（パクリタキセルミセル（NK105）、ナノプラチン®（NC-6004）及びダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016））があります。ライセンスアウトに係る下記のライセンス契約に関しては、いずれも当社事業の根幹に関わる重要な契約であると認識しております。

下記契約のうち、Debiopharm S.A.との間で締結しているLICENSE AND SUPPLY AGREEMENTについて、同社より契約終了の通知を受け、平成23年3月をもって契約終了する予定であり、早期に新たな提携パートナーの獲得を行うべく事業開発活動を行っておりますが、新規契約を想定通りに締結できなかった場合には、中長期的な経営成績や財政状態並びに開発計画等に影響を与える可能性があります。

また、これ以外の契約については、現時点で継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、当該契約の継続に支障をきたす要因が発生した場合、あるいは当社にとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の開発計画及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

契約書名	契約会社名 (契約締結日)	契約内容
実施許諾基本契約	日本化薬株式会社 (平成14年6月12日)	後述の「5 経営上の重要な契約等(1) 技術導出契約 実施許諾基本契約」をご参照ください。
契約書	日本化薬株式会社 (平成18年11月22日)	後述の「5 経営上の重要な契約等(1) 技術導出契約 契約書」をご参照ください。
LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT	Debiopharm S.A. (平成19年10月15日)	後述の「5 経営上の重要な契約等(1) 技術導出契約 LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT」をご参照ください。
LICENSE AGREEMENT of NC-6004	Orient Europharma Co., Ltd. (平成20年9月12日)	後述の「5 経営上の重要な契約等(1) 技術導出契約 LICENSE AGREEMENT of NC-6004」をご参照ください。

3【経営上の重要な契約等】

当社が、Debiopharm S.A.との間で締結している以下のライセンス契約について、同社より契約終了の通知を受けたため、平成23年3月をもって契約終了する予定です。

・ LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
Debiopharm S.A. (平成19年10月15日)	MediCelle システムを用いたダハプラチン誘導体ミセル(以下、「本製剤」という)の上市から10年間、または当社保有の特許が消滅するまでのいずれか遅い時期。	<p>当社は、Debiopharm S.A.に対し、本製剤に関する当社の技術及びDebiopharm S.A.との共同開発の成果等について、日本を除く全世界における独占的な実施権(製造権を除く)を許諾する。</p> <p>当社は、Debiopharm S.A.に対し、本製剤の開発中及び上市后、本製剤を独占的に販売する。</p> <p>当社はDebiopharm S.A.より、実施許諾の対価として、契約一時金及び開発ステージに応じたマイルストーン(総額14百万US\$)の支払いを受ける。</p> <p>本製剤の上市后、当社はDebiopharm S.A.より本製剤の正味売上高の最大5%(Debiopharm S.A.が第三者に実施許諾する場合は、そのロイヤリティ収入の最大15%)のロイヤリティの支払いを受ける。</p> <p>Debiopharm S.A.のデータを使用して当社が日本で本製剤を開発、登録、上市する場合、当社はDebiopharm S.A.に対し、Debiopharm S.A.がデータを取得するのに要した費用(臨床試験及び非臨床試験等)の一定割合を、本製剤についての製造販売承認の取得時点で負担する。</p>

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期会計期間において、当社は、主要パイプライン及び新規開発パイプラインの開発を推進いたしました。事業面においては、当社の主要パイプラインであるシスプラチン誘導体ミセル（ナノプラチン®（NC-6004））は、ライセンス先かつ共同開発会社であるOrient Europharma Co., Ltd.とともに臨床第 相 / 第 相試験を実施しております。また、ダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）につきましては、ライセンス先のDebiopharm S.A.が、欧州にて実施中の臨床第 相試験は、高用量まで順調に進捗しております。しかしながら、同社の都合によりライセンス・供給契約が平成23年3月をもって終結することとなったため、早期に新たな提携パートナーの獲得を行うべく事業開発活動を行っております。パクリタキセルミセル（NK105）につきましては、ライセンス先の日本化薬株式会社によって臨床第 相試験を終了し、現在臨床第 相試験を検討中であります。

また、ミセル化ナノ粒子技術の応用の一環として開発した化粧品「エクラフチュール-W」美容液は、当第2四半期会計期間中に行った先行販売を経て、平成22年10月に本格発売を開始しております。

資金調達に関しましては、ナノプラチン®（NC-6004）の海外における臨床試験費用及びダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）の日本における臨床試験費用並びにpH 応答性ミセル、たんぱくミセル等を中心とした新規開発パイプライン候補の前臨床試験等の費用に充当するため、平成22年9月30日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を行うことを決議いたしました。

当第2四半期会計期間の売上高は、提携先（社名非公表）に対する新規開発パイプラインの評価研究用ミセルの供給に基づく売上収入等により8,110千円（前第2四半期会計期間比74.8%減）、研究開発経費を極力節減しつつ推進したことにより営業損失は143,142千円（前第2四半期営業損失124,372千円）、経常損失は142,924千円（前第2四半期経常損失125,800千円）、四半期純損失は143,732千円（前第2四半期四半期純損失126,405千円）となりました。

財政状態につきましては、当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ194,141千円減少し、941,216千円となりました。これは主に現金及び預金の減少によるものです。負債については、前事業年度末に比べ4,708千円減少し、116,173千円となりました。これは主に買掛金の減少等によるものです。純資産合計については、前事業年度末に比べ189,432千円減少し、825,043千円となりました。これは、四半期純損失の計上による利益剰余金の減少によるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、第1四半期会計期間末に比べ137,570千円減少（前第2四半期会計期間は138,543千円の減少）し、775,603千円となりました。当第2四半期会計期間のキャッシュ・フローの概況は以下の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、研究開発の推進に伴う研究開発費の支出による税引前四半期純損失143,127千円、たな卸資産の増加額20,410千円等の資金減少要因が、未払金の増加額11,568千円等の資金増加要因を上回り、134,078千円の支出（前第2四半期会計期間は133,513千円の支出）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、研究用機器の購入等により、有形固定資産の取得による支出3,080千円を計上したこと等により、3,491千円の支出（前第2四半期会計期間は5,030千円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間においては、財務活動は行っておりません（前第2四半期会計期間も同様）。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期会計期間における研究開発費の総額は62,036千円であり、売上高比率の764.93%を占めております。

なお、当第2四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	491,852
計	491,852

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133,398	133,398	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用 していません。
計	133,398	133,398	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5第2項の規定に基づく新株引受権
(平成14年1月17日臨時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,280
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年2月1日から 平成23年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は認定支援者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は認定支援者との間で締結する「新株引受権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
 (平成15年1月21日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	19
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年10月26日から 平成24年10月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成15年8月1日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年10月26日から 平成24年10月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成15年10月6日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年10月26日から 平成24年10月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年2月12日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	42,500.9
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 42,500.9 資本組入額 21,250.5
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年5月28日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	134
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,340
新株予約権の行使時の払込金額(円)	42,500.9
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 42,500.9 資本組入額 21,250.5
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年7月26日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	665
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,650
新株予約権の行使時の払込金額(円)	42,500.9
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 42,500.9 資本組入額 21,250.5
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年12月13日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	42,500.9
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 42,500.9 資本組入額 21,250.5
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成17年7月19日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750
新株予約権の行使時の払込金額(円)	42,500.9
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 42,500.9 資本組入額 21,250.5
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成17年9月20日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	42,500.9
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 42,500.9 資本組入額 21,250.5
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成17年10月17日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	55
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	550
新株予約権の行使時の払込金額(円)	42,500.9
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 42,500.9 資本組入額 21,250.5
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成18年2月20日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,654
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,654 資本組入額 32,827
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成18年2月20日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,654
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成28年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,654 資本組入額 32,827
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成18年6月19日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,654
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成28年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,654 資本組入額 32,827
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を 失った場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
(平成19年5月14日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,377
新株予約権の行使期間	平成21年3月10日から 平成29年3月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,377 資本組入額 21,689
新株予約権の行使の条件	被付与者が監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った 場合は原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成21年9月29日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	28,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	31,288
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から 平成23年10月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 行使価額及び本新株予約権の払込価額(1個当たり97円)の合計額 資本組入額 発行価格の2分の1の金額
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡は取締役会の承認を要す
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、各行使日において、行使価額は各行使日前日の当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(VWAP)の92%に相当する価額に修正されます。

ただし、以下のとおり上限行使価額及び下限行使価額を設定しており、この範囲内で修正が行われます。

上限行使価額 46,932円

下限行使価額 31,288円

3. 当社は、本新株予約権の保有者Japan Equity Value LTD.(割当先)との間で以下の内容につき合意しております。

・当社は、当社普通株式の普通取引に係るVWAPが2連続取引日において当初行使価額の115%以上になった場合、当該事由の発生した当日において割当先に対し本新株予約権の行使を通知して要請することができる。

・当社からかかる通知があった場合には、割当先はかかる通知の翌取引日に本新株予約権を行使するものとする。

・行使価額は、かかる通知の翌取引日前日における当社普通株式の普通取引に係るVWAPの92%に相当する金額とする。

・行使すべき数量は、かかる通知の翌取引日に先立つ5取引日の平均取引高の10%以上に相当する数量とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	-	133,398	-	2,741,716	-	2,722,929

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中富 一郎	神奈川県川崎市麻生区	6,488	4.86
株式会社 メディネット	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号	4,819	3.61
Cyntec Co., Ltd. (常任代理人 土橋 健志)	Skelton Building Road town Tortola British Virgin Islands (大阪府豊中市)	4,116	3.08
CCPメザニン2006投資事業組合	東京都千代田区九段北一丁目13番9号	3,696	2.77
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合(注)	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	3,500	2.62
太田 昌市	静岡県浜松市中区	2,492	1.86
株式会社ジャフコ(注)	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,025	1.51
Teikoku Pharma USA, Inc. (常任代理人 帝國製薬株式会社)	1718 Ringwood Avenue San Jose, CA 95131, USA (香川県東かがわ市三本松567)	1,666	1.24
岡野 光夫	千葉県市川市	1,441	1.08
片岡 一則	東京都中野区	1,400	1.04
計	-	31,643	23.72

(注) ジャフコV2共有投資事業有限責任組合は株式会社ジャフコが組成する投資事業組合であります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,398	133,398	(注)
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	133,398	-	-
総株主の議決権	-	133,398	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が46株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数46個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	27,800	27,230	27,100	26,900	23,500	20,740
最低(円)	24,020	20,000	21,070	21,400	19,100	13,900

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	620,707	651,526
売掛金	4,875	5,909
有価証券	154,896	354,783
商品	8,690	-
仕掛品	46,057	9,873
原材料及び貯蔵品	13,705	12,195
その他	27,513	31,421
流動資産合計	876,445	1,065,710
固定資産		
有形固定資産	23,178	23,899
無形固定資産	30,704	34,716
投資その他の資産	10,887	11,031
固定資産合計	64,770	69,647
資産合計	941,216	1,135,357
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,802	11,032
未払法人税等	6,801	7,966
その他	104,569	101,883
流動負債合計	116,173	120,881
負債合計	116,173	120,881
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,741,716	2,691,719
資本剰余金	2,722,929	2,672,932
利益剰余金	4,642,367	4,352,940
株主資本合計	822,278	1,011,711
新株予約権	2,764	2,764
純資産合計	825,043	1,014,475
負債純資産合計	941,216	1,135,357

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	39,540	18,471
売上原価	34,360	20,127
売上総利益又は売上総損失()	5,180	1,655
販売費及び一般管理費	287,624	286,894
営業損失()	282,444	288,550
営業外収益		
受取利息	1,786	736
その他	61	104
営業外収益合計	1,848	841
営業外費用		
株式交付費	-	70
新株予約権発行費	2,286	-
為替差損	34	234
営業外費用合計	2,320	304
経常損失()	282,916	288,014
特別損失		
固定資産除却損	-	202
特別損失合計	-	202
税引前四半期純損失()	282,916	288,216
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
法人税等合計	1,210	1,210
四半期純損失()	284,126	289,426

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	32,251	8,110
売上原価	20,194	6,857
売上総利益	12,056	1,253
販売費及び一般管理費	136,429	144,395
営業損失()	124,372	143,142
営業外収益		
受取利息	705	332
為替差益	147	-
その他	5	56
営業外収益合計	858	389
営業外費用		
新株予約権発行費	2,286	-
為替差損	-	171
営業外費用合計	2,286	171
経常損失()	125,800	142,924
特別損失		
固定資産除却損	-	202
特別損失合計	-	202
税引前四半期純損失()	125,800	143,127
法人税、住民税及び事業税	605	605
法人税等合計	605	605
四半期純損失()	126,405	143,732

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	282,916	288,216
減価償却費	8,092	8,132
固定資産除売却損益(は益)	-	202
受取利息及び受取配当金	1,786	736
売上債権の増減額(は増加)	10,788	1,034
たな卸資産の増減額(は増加)	4,849	46,384
未収消費税等の増減額(は増加)	6,544	3,495
前払費用の増減額(は増加)	2,165	193
買掛金の増減額(は減少)	1,680	6,230
未払金の増減額(は減少)	625	5,122
未払費用の増減額(は減少)	864	6,134
預り金の増減額(は減少)	1,399	4,247
その他	2,345	755
小計	254,768	324,905
利息及び配当金の受取額	1,786	736
法人税等の支払額	2,420	2,420
営業活動によるキャッシュ・フロー	255,402	326,589
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,254	3,630
無形固定資産の取得による支出	5,650	-
その他	20	411
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,884	4,041
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	-	99,924
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	99,924
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	262,286	230,706
現金及び現金同等物の期首残高	1,369,002	1,006,310
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,106,715	775,603

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

	当第2四半期累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）
会計処理基準に関する事項の変更	第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。これに伴う損益に与える影響はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、257,659千円であり ます。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額 157,567千円が含まれております。	有形固定資産の減価償却累計額は、264,219千円であり ます。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額 161,562千円が含まれております。

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。
給与手当・報酬 71,865千円	給与手当・報酬 72,929千円
研究開発費 120,842千円	研究開発費 119,114千円
顧問料 24,940千円	顧問料 22,068千円

前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。
給与手当・報酬 34,347千円	給与手当・報酬 37,612千円
研究開発費 58,816千円	研究開発費 62,036千円
顧問料 11,738千円	支払手数料等 12,185千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおり であります。	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおり であります。
(平成21年9月30日現在)	(平成22年9月30日現在)
現金及び預金 652,172千円	現金及び預金 620,707千円
有価証券(MMF)勘定 454,542千円	有価証券(MMF)勘定 154,896千円
現金及び現金同等物 1,106,715千円	現金及び現金同等物 775,603千円

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	133,398

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の名称	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期会計期間末残高(千円)
第6回新株予約権	普通株式	28,500	2,764
合計	-	28,500	2,764

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年6月7日付で、株式会社メディネットから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第2四半期累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ、49,997千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が2,741,716千円、資本準備金が2,722,929千円となっております。

(金融商品関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

有価証券が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
有価証券	154,896	154,896	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

・有価証券

これはMMFであり、取引金融機関から提示された価格によっております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第2四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前第2四半期会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

当社は、本社・研究所及び東京オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 6,164.10円	1株当たり純資産額 7,868.40円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 2,235.83円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの四半期純損失を計上しているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 2,198.73円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(千円)	284,126	289,426
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	284,126	289,426
期中平均株式数(株)	127,079.00	131,633.67
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 994.70円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの四半期純損失を計上しているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 1,077.47円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(千円)	126,405	143,732
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	126,405	143,732
期中平均株式数(株)	127,079.00	133,398.00
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度末に比べて著しい変動はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月30日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市川 一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大野 秀則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年10月15日に第三者割当による新株予約権を発行し、平成21年10月30日までに当該新株予約権の一部が権利行使されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市川 一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大野 秀則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲には、X B R L データ自体は含まれていません。